

議案第65号

杉並区妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区妙正寺体育館
- (2) 杉並区上井草体育館
- (3) 杉並区上井草運動場
- (4) 杉並区上井草温水プール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

TAC・FC東京・MELTEC共同事業体
中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

- (1) 杉並区妙正寺体育館
平成28年10月1日から平成34年3月31日まで
- (2) 杉並区上井草体育館・杉並区上井草運動場・杉並区上井草温水プール
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(提案理由)

杉並区妙正寺体育館外3施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第
6項の規定に基づき、提出するものである。